

秋田市役所環境配慮行動計画
(エコあきた行動計画)

令和5年3月

秋田市

秋田市役所環境配慮行動計画 目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	4
5	計画の対象範囲	4
第2章	温室効果ガスの排出削減等	5
1	計画の対象とする温室効果ガス	5
2	物質別の温室効果ガス排出量の状況	5
3	温室効果ガスの排出削減に係る目標	6
第3章	グリーン購入調達方針	7
1	方針の対象となる物品および役務	7
2	調達の状況	7
3	グリーン購入調達方針に係る目標	8
第4章	目標達成に向けた取組	9
1	目標達成に向けた取組の基本方針	9
2	具体的な取組内容（目標達成に向けた取組およびその目標）	9
3	重点取組項目および目標	14
第5章	計画を推進するための仕組み	15
1	推進体制	15
2	進行管理	16
3	実施状況の公表	16

第1章 計画の基本的事項

1 背景

1997（平成9）年12月に気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、「京都議定書」が採択されたことに伴い、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）」が制定され、地方公共団体が自らの事務および事業に関し、温室効果ガス排出量削減等のための計画を策定することが義務付けられました。

また、2015（平成27）年12月にCOP21において、「パリ協定」が採択されたことに伴い、政府は新たな地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガスの削減目標が定められるなど、今日、世界では、地球温暖化をはじめとする地球環境問題が、人類の将来にもかかわる重大な問題として認識されてきております。良好な環境は人類存続の基盤であるため、私たちは、この恵まれた環境を損なうことなく、よりよいものとして将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

秋田市では、表1に示すとおり、率先して市民や事業者の模範となるべく、自らの事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組むため、2000（平成12）年には「エコオフィス推進計画」を、2001（平成13）年には温対法第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として「秋田市役所温室効果ガス排出抑制実行計画」を策定し、他計画との統合や改定を行いながら環境負荷の低減に取り組んできました。

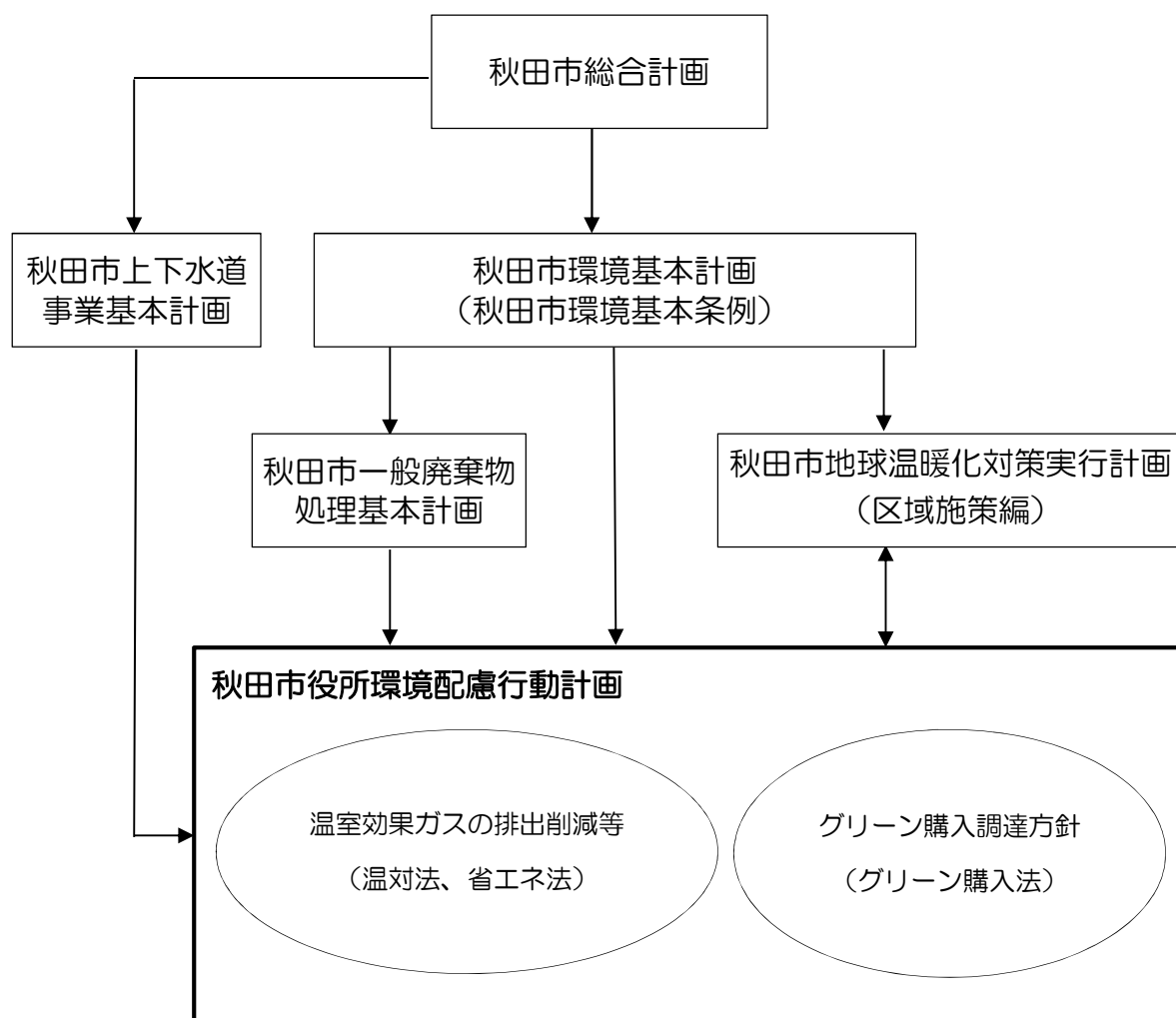
【表1 秋田市の温暖化対策に関する計画策定の経緯】

時期	内容
2000(平成12)年2月	エコオフィス推進計画の策定
2001(平成13)年3月	秋田市役所温室効果ガス排出抑制実行計画の策定
2002(平成14)年3月	秋田市の環境物品等の調達をを図るための方針の作成
2002(平成14)年6月	上記を統合した秋田市役所環境配慮行動計画の策定（第1期）
2008(平成20)年4月	秋田市役所環境配慮行動計画の改定（第2期）
2013(平成25)年3月	秋田市役所環境配慮行動計画の改定（第3期）
2019(平成31)年3月	秋田市役所環境配慮行動計画の改定（第4期）

2 計画の目的

本計画は、市の事務および事業における温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全および強化のための措置について定め、温対法第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置づけるほか、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」第10条第1項に規定されているグリーン購入調達方針としても位置づけます。また、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）」第5条第1項の規定に基づく目標を考慮し、職員一人ひとりが環境負荷の低減に向けて、地球温暖化対策に資するあらゆる「COOL CHOICE（賢い選択）」を推進することを目的とするものです。

3 計画の位置付け



【参考】温対法

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 略

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 略

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17 略

【参考】グリーン購入法

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

【参考】省エネ法

(事業者の判断の基準となるべき事項等)

第五条 主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標（エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標を含む。）及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善、第百四十九条第一項に規定するエネルギー消費性能等が優れている機械器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

二 工場等（前号に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化

ロ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

ハ 廃熱の回収利用

ニ 熱の動力等への変換の合理化

ホ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止

ヘ 電気の動力、熱等への変換の合理化

2～3（略）

4 計画の期間

2019（令和元）年度から2030（令和12）年度までの12年間とします。

なお、本計画は、社会情勢の変化、法改正等により、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象範囲

全課所室校および市所有施設を対象とします。なお、公立大学法人秋田公立美術大学および地方独立行政法人市立秋田総合病院は対象外とします。

第2章 温室効果ガスの排出削減等

1 計画の対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項で規定される7つの物質のうち表2に示す4つの物質を対象とします。(※1)

【表2 計画の対象とする温室効果ガスとその主な発生源】

温室効果ガス名称		主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー 起源	電気の使用、ガスの使用、灯油・重油等の使用、石炭コークスの使用、公用車燃料の使用	1
	非エネルギー 起源	廃棄物の焼却	1
メタン (CH ₄)		廃棄物の焼却、下水・し尿等の処理、その他(自動車の走行等)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)		廃棄物の焼却、下水・し尿等の処理、その他(自動車の走行等)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)		その他(自動車の走行等)	1,430(※2)

※1 パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)および三ふっ化窒素(NF₃)については、市の事務・事業との関わりが極めて小さいことから、排出量の算定対象から除きます。

※2 秋田市の事務・事業においては、カーエアコンの冷媒用として使用されているテトラフルオロエタン(HFC-134a)の地球温暖化係数1,430を使用します。

2 物質別の温室効果ガス排出量の状況

表3に、基準年度および直近4年度の温室効果ガス排出量の内訳を示します。エネルギー起源および非エネルギー起源の二酸化炭素が温室効果ガス排出量の大部分を占めています。

【表3 物質別の温室効果ガス排出量詳細】 (単位：t-CO₂)

温室効果ガス名称	2013年度 (平成25年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
二酸化炭素 (エネルギー起源)	77,575	64,312 (-17%)	59,774 (-23%)	58,582 (-24%)	56,915 (-27%)
二酸化炭素 (非エネルギー起源)	44,235	33,442 (-24%)	28,865 (-35%)	36,374 (-18%)	31,701 (-28%)
メタン	1,735	1,605 (-7%)	1,653 (-5%)	1,625 (-6%)	1,548 (-11%)
一酸化二窒素	7,268	5,483 (-25%)	5,020 (-31%)	4,172 (-43%)	3,761 (-48%)
ハイドロフルオロ カーボン類	7.9	7.2 (-9%)	8.2 (4%)	8.2 (4%)	8.3 (5%)
合計	130,821	104,849 (-20%)	95,320 (-27%)	100,761 (-23%)	93,933 (-28%)

※ () 内は、基準年度比増減率

3 温室効果ガスの排出削減に係る目標

2013(平成25)年度を基準年度として、電気、ガス、石油等のエネルギー使用量の削減等に取り組むことにより、表4に示すとおり、温室効果ガス排出量を2030(令和12)年度に基準年度比で**66.3%削減**することを目指します。

【表4 物質別の温室効果ガス排出量の削減目標】 (単位：t-CO₂)

温室効果ガス名称	2013年度 実績	2030年度 目標	削減率	備考
二酸化炭素 (エネルギー起源)	77,575	28,005	63.9%	秋田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)により削減率を設定
二酸化炭素 (非エネルギー起源)	44,235	8,449	80.9%	同上
メタン	1,735	1,544	11.0%	国の地球温暖化対策計画により削減率を設定
一酸化二窒素	7,268	6,047	16.8%	同上
ハイドロフルオロカーボン類	7.9	3.6	54.8%	同上
合計	130,821	44,049	66.3%	

第3章 グリーン購入調達方針

1 方針の対象となる物品および役務

方針の対象となる物品および役務（以下「物品等」という。）は、グリーン購入法第6条により国が定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定されている特定調達品目とします。

その中でも、本市での取扱い数が多い5つの品目を「重点取組品目」とし、それぞれに調達率の目標を設定し取り組みます。また、重点取組品目以外においても、環境配慮物品の購入を基本とします。

環境配慮物品の判断基準および配慮事項は、グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針のとおりとするほか、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースター等の第三者機関の認定する環境ラベル製品を、本方針の適合品と見なします。

また、一般に市販されている物品等のみならず、特別の注文によって調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくこととします（判断基準を満たす物品に市章等の加工を施したものについては、本方針の適合品と見なします。）。

なお、用品については、全品目が本方針に適合するため、第5章の報告の対象外とします。

2 調達の状況

2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの調達状況を表5に示します。全ての品目について、おおむね目標を達成しました。

【表5 調達状況】

重点取組品目と第4期 計画の目標調達率	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
紙類	95%	97%	99%	99%	99%
文具類	90%	93%	90%	84%	97%
OA機器	95%	96%	96%	97%	97%
照明	70%	83%	86%	78%	86%
制服・作業服	95%	86%	94%	99%	99%

※網掛けは第4期計画の目標調達率を達成できなかったもの。

3 グリーン購入調達方針に係る目標

これまでの取組実績を踏まえた新たな目標調達率を表6に示します。

【表6 本計画における目標調達率】

重点取組品目	目標調達率
紙類	99%以上
文具類	99%以上
OA機器	99%以上
照明	90%以上
制服・作業服	99%以上

第4章 目標達成に向けた取組

1 目標達成に向けた取組の基本方針

本計画では、「一人ひとりの職員が自ら環境配慮行動を取ること」で、市の事務事業に伴う環境の負荷を軽減することを基本方針とし、次の事項に取り組みます。

- (1) 職員一人ひとりによる環境配慮
- (2) 環境負荷低減のための実践行動
- (3) 環境負荷低減のための施設管理
- (4) 環境にやさしい製品やサービスの優先的な選択

2 具体的な取組内容

(1) 職員一人ひとりによる環境配慮

この計画による取組の実効性を高めるためには、職員一人ひとりが環境配慮への意識を持ち、実践することが重要です。このため、職員自らが次の取組等により、環境負荷の低減に努めます。

- ア 一人ひとりの職員が自ら環境配慮行動を取るための環境づくりに努めます。
- イ 環境配慮行動のため、省エネルギー、紙の削減、ごみ減量などの環境配慮に関する取組を意識し、情報収集と学習に努めます。
- ウ 庁内LAN等により、環境に関する情報の共有を図ります。
- エ 勤務時間外においても、環境に配慮した行動に努めます。
- オ 地域等での環境保全活動に積極的に参加します。
- カ 各職場において、日々の環境配慮行動を通じ、職員の意識向上に努めます。
- キ 環境配慮行動の取組実績を踏まえ、更なる推進に努めます。

(2) 環境負荷低減のための実践行動

職員は、次に掲げる事項に取り組むよう努め、資源やエネルギーの節約、廃棄物の削減等、環境負荷の低減を図ります。

- ア 電気使用量等の削減
 - (ア) 昼休み、休憩、休息時は、原則として、窓口業務等を除き消灯します。
 - (イ) 執務に必要な照明のみを点灯するようにします。
 - (ウ) 更衣室、会議室、トイレ、倉庫、廊下などの一時的に利用する箇所は、利用時以外は消灯します。
 - (エ) 冷暖房は、夏は室温28℃、冬は室温20℃を目安に設定し、過度の冷暖房とならないようにします。

- (オ) 冷暖房時には、ブラインドやカーテンを利用して、冷暖房の効果を高めます。
- (カ) エレベーターを使用せず、階段を使用します。
- (キ) 使用していないOA機器等の電源は、こまめに切ります。
- (ク) OA機器や冷暖房機器などの使用状況を把握し、長期間使用しない場合には、機器への電源を遮断し、待機電力の解消に努めます。
- (ケ) ノー残業デーを徹底するとともに、業務終了後は速やかに退庁します。

イ 水使用量の削減

- (ア) 食器類の洗浄や手洗い時、洗車時等には、水を流し放しにせず、節水します。
- (イ) 蛇口等の水漏れを発見した場合は、速やかに修理します。

ウ 用紙類の使用量削減

- (ア) 庁内LANやOA機器を活用し、用紙を節約します。
- (イ) コピー使用後はリセットボタンを押す等、コピーミスを防止します。
- (ウ) コピー、プリントは十分精査し、必要最小限にします。
- (エ) 両面コピー、縮小コピーをします。
- (オ) 会議資料等の簡素化を図ります。
- (カ) 不要紙やミスコピー紙の裏面を利用します。
- (キ) 庁内向けに連絡文書等を送付する際は、使用済み封筒を再利用します。
- (ク) 文書の収受を適正にし、紙使用の削減を図ります。
- (ケ) 重複した手持ち資料の削減を図ります。

エ 物品等の使用量削減

- (ア) 詰め替え可能な製品を使用します。
- (イ) 職員が机の引き出し等に重複保管している文具類等を定期的に点検し、活用します。
- (ウ) 不要な書類等の整理をします。
- (エ) 備品の有効活用を図ります。

オ ごみの減量

- (ア) ごみ発生量を把握し、減量に向けた取組を進めます。
- (イ) 使い捨てスプーン・ストロー（ワンウェイプラスチック）は断るなど、その発生を抑制します。
- (ウ) 食事は食べ切る、生ごみは水切りを行うなど、食品ロスの発生抑制と生ごみの減量を進めます。
- (エ) マイバッグを使用しレジ袋は削減するなど、製品のライフサイクルを意識し長く使う取組を進めます。
- (オ) ごみの分別およびリサイクルを徹底します。

(カ) 再生できる機密書類は、シュレッダーにかけずに再生施設へ搬入します。

カ 公用車の適正な利用

(ア) 近距離の移動は、歩くか自転車を利用します。

(イ) 急発進、急加速、不要なアイドリングをやめ、エコドライブをします。

(ウ) 過度なエアコンの使用は控えます。

(エ) 同一方向に行く場合は、相乗りします。

(オ) タイヤの空気圧を適正に維持するなど、自動車の整備点検をこまめにします。

(カ) 不要な荷物は、積載しないようにします。

(3) 環境負荷低減のための施設管理

市が管理する建物の維持管理および事業場等の運転管理等においては、次の事項等に努めます。

ア 建築物の環境性能向上

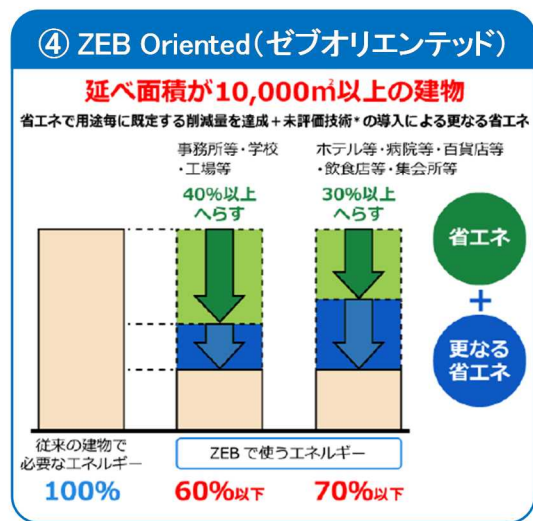
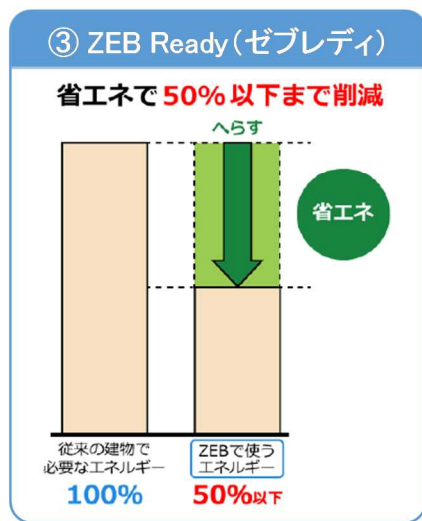
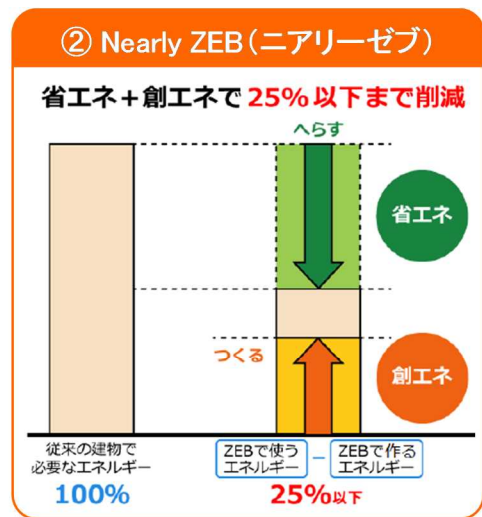
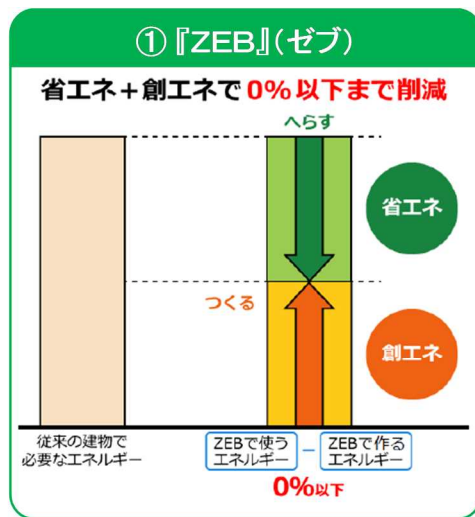
(ア) 市が保有する庁舎等の建築物および土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを目指します。

(イ) 今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とするとともに、2030（令和12）年度までに、新築建築物の平均でZEB Readyと同水準となることを目指します。

【参考】ZEBの定義

Zero Energy Building の略で、従来の建物で必要なエネルギー（以下「基準値」という。）から50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギーの導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のこと。削減量に応じて以下のとおり分類される。

分類	定義（削減量）
①ZEB	基準値から100%以上削減した建築物。
②Nearly ZEB	基準値から75%以上100%未満削減した建築物。
③ZEB Ready	再生可能エネルギーの導入なしで、基準値から50%以上削減した建築物。
④ZEB Oriented	基準値から30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されるものの、建築物省エネ法において現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m ² 以上のもの。
⑤ZEB Oriented 相当	建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いたエネルギー消費量について、用途に応じて、基準値から30~40%削減した建築物。



⑤ZEB Oriented 相当・・・④から延べ面積の条件と **更なる省エネ** を除いたもの。

出典) 環境省「ZEB PORTAL-ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ゼブ)ポータル」より

- (ウ) 建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を満たすことを目指します。
- (イ) 庁舎等の新築・改修時には、LED照明を選択するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを検討します。
- (オ) 太陽光以外の再生可能エネルギーについても、建築物の規模や構造等を考慮しつつ、可能な限り幅広く導入します。
- (カ) 設備や機器の導入、更新に当たっては、環境負荷の少ない高効率エネルギー機器等を選定します。

イ 機器運転の最適化

- (ア) 省エネルギー診断の受診をし、提案のあった事項に取り組みます。
- (イ) 人感センサーの設置等により照明の適正化を図ります。
- (ウ) バルブやフランジなどの保温を徹底し、放熱ロスを防ぎます。
- (エ) 天井扇や還流ファンを設置するなど、冷暖房運転の最適化を図ります。
- (オ) デマンド監視装置や冷温水ポンプへのインバータ設置などにより、電力等の使用量削減を図ります。
- (カ) ボイラ等の燃焼に当たり、排ガス中の残存酸素濃度を測定し、空気比の管理を行い、燃焼効率の最適化を図ります。
- (キ) 深夜電力の活用を図ります。

ウ 水の有効利用

- (ア) 節水型の設備、機器の導入等により水の有効利用を図ります。
- (イ) 水の循環利用システム等の導入を推進します。
- (ウ) トイレ設備の更新時には、雨水利用や女性用トイレへの擬音装置の設置を図ります。

エ 緑化の推進

- (ア) 庁舎およびその周辺の緑化を図ります。
- (イ) 敷地内の植栽、緑地、歩道等の適正な維持管理をします。

オ 秋田市総合環境センター管理（上記ア～エに加えて、次の事項に努めます。）

- (ア) 廃棄物発電施設の適正管理により、買電量の削減と売電量の増加を図ります。
- (イ) 運転方法や設備の継続的な改善を推進し、化石燃料使用量や電力使用量等の削減を図ります。
- (ウ) 市民や事業者の理解と協力を得て、焼却対象となる廃棄物自体の減量を推進します。

(4) 環境にやさしい製品やサービスの優先的な選択

市が自らの事務事業において使用する製品や提供を受けるサービスについては、環境負荷の少ない製品、原材料、サービス等を選択し、優先的に調達するよう努めます。

ア 物品等の調達に当たっては、その必要性と適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制します。

イ 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達するものとします。

ウ 環境負荷をできるだけ低減させるため、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択します。

エ 公用車の更新や導入の際は、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ）がない場合等を除き、電動車を最大限導入することを目指します。

3 重点的取組項目および目標

(1) 太陽光発電の導入

市有施設（敷地を含む）への太陽光発電の最大限の導入を図るため、2025（令和7）年度までに導入の可能性を調査するとともに、2030（令和12）年度までに導入可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

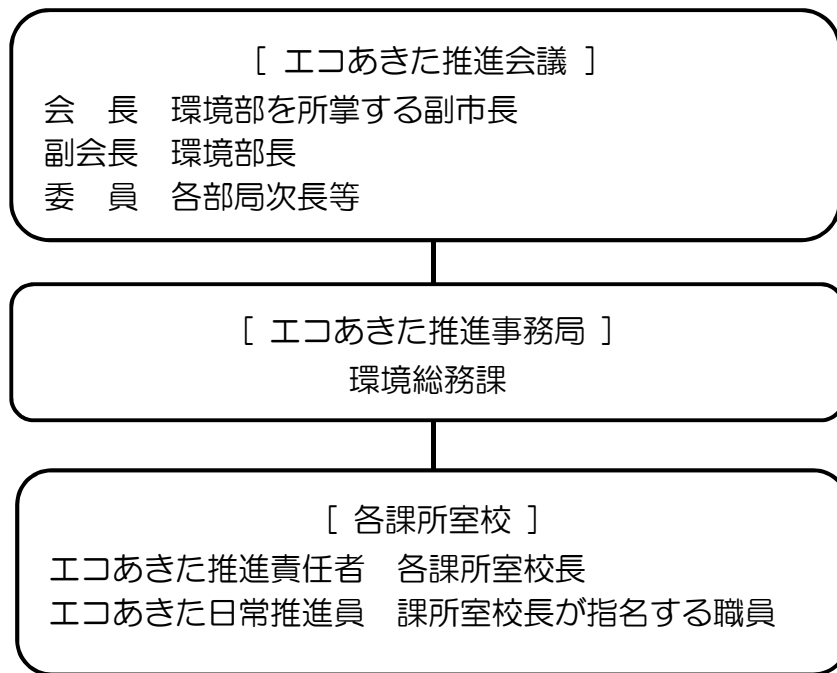
(2) LED照明の導入

既存の庁舎等へのLED照明の最大限の導入を図るため、2025（令和7）年度までに導入の可能性を調査するとともに、2030（令和12）年度までに導入可能な施設のすべてにLED照明を設置することを目指します。

第5章 計画を推進するための仕組み

1 推進体制

本計画の効果的な推進を図るため、図1に示す推進体制を整備します。



【図1 推進体制】

(1) エコあきた推進会議（以下「推進会議」という。）

本計画の推進に関する事項を審議し、取組の推進のための指示等を行います。

(2) エコあきた推進事務局（以下「推進事務局」という。）

本計画の円滑な進行管理を行うため、環境総務課に推進事務局を置き、実績の集計や公表等を行います。

また、各課所室校の取組の実態把握のため、適宜現地調査を行い、必要に応じてエネルギー削減等に向けた助言を行います。

(3) エコあきた推進責任者（以下「推進責任者」という。）

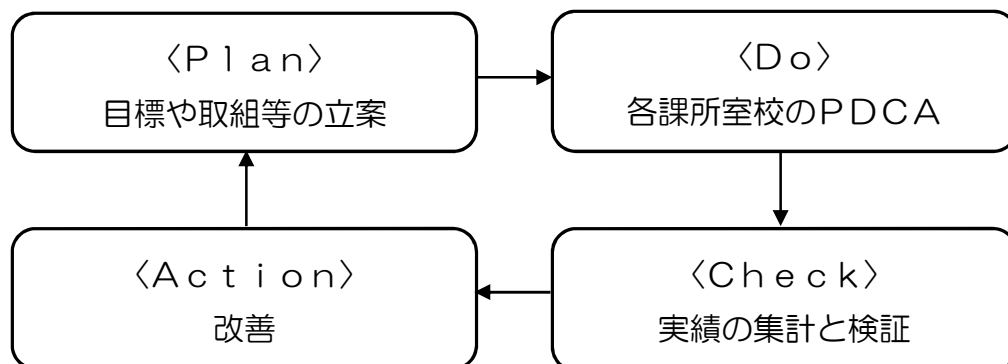
各課所室校長は、推進責任者として自らの課所室校において本計画に基づく取組を推進します。

(4) エコあきた日常推進員（以下「日常推進員」という。）

各課所室校長から指名された職員は、日常推進員として推進責任者の指示に従い、環境配慮行動を推進します。

2 進行管理

本計画を着実に推進するため、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方と手法を取り入れ、継続的な進行管理を行います。



【図2 進行管理】

(1) 目標や取組等の立案

推進事務局は、本計画の目標や取組等の立案を行います。

(2) 各課所室校のPDCA

推進責任者は、本計画の目標を踏まえ、年度当初に、各課所室校における重点取組目標（Plan）および具体的な取組内容（Do）を設定し、所属職員に周知するとともに、日常推進員に対して、必要な指示をします。

また、四半期ごとに取組項目についての実績を把握し、半期に一度、取組状況を評価（Check）し、更なる推進のための改善策（Action）を整え、所属職員に周知します。

(3) 実績の集計と検証

推進事務局は、四半期ごとに、各課所室校のPDCAおよび取組実績について推進責任者に対し報告を依頼し、報告された実績を集計するとともに、本計画の進行状況を検証します。

推進会議は、年度ごとの実績および進行状況について審議し、推進事務局に対し、必要に応じた指示等を行います。

(4) 改善

推進事務局は、推進会議の指示等を受け、取組内容の改善や新たな取組の導入等を行います。

3 実施状況の公表

温対法第21条第15項の規定に基づき、毎年1回、実施状況を公表します。公表媒体は秋田市ホームページとします。

担当 秋田市環境部環境総務課
電話 018-888-5704